

1. 制度の概要はどのようなものですか。

○新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化に伴い資本の毀損等が懸念される中、本来の収益力を回復するまで「財務安定化に向けた資本の増強」が必要な事業者の皆さまの事業の成長・継続を支援する制度です。

○資本性劣後ローンの特徴

- ①業績連動金利により利息負担が抑えられ、また、期日一括返済により返済負担が抑えられることにより、中長期的な資金繰安定化ができます。
- ②本ローンは、法的倒産時の返済順位の劣後性により、金融機関からは資本とみなされる（※）ことで財務安定化が図られ、金融機関からのご融資が受けやすくなります。

※資本とみなされる金額は、お借入残存期間が5年を経過すると一定の割合で逡減します。

○本制度の利用に際しては以下の事項等を前提として審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

（1）事業計画の作成

- ・早期に事業を回復・成長軌道に乗せるなどし、収益（内部留保）を積み上げることで、返済期日までにご返済資金の確保を目指す、一定の実現性のある「事業計画」の作成が必要です。また、当金庫との合意が必要です。

（2）事業の進捗確認

- ・お借入期間中は、事業計画の進捗確認のため、①決算書の定期的なご提出、②事業状況に関するご報告が必要です（※）。また、③一定の事業行為（合併や担保処分など）に関して当金庫が事前承認を求める可能性があります。場合により事業計画の修正を求めることも含め、事業者様の企業経営に深く関与するローンであることをご了承願います。

（※）ご提出頂く書類及びご報告については、内容が真実かつ正確であることを予め表明・保証頂きます

（3）取引金融機関の支援、が必要となります。

- ・取引金融機関による具体的な支援について示して頂きます。また、取引金融機関に確認することがあります。

2. 申込みに必要な書類はどのようなものですか。

○本制度のご利用に当たっての申込書類は次の通りです。

【借入申込書類】

	書類名	内 容
<input type="checkbox"/>	借入申込書 (資本性劣後ローン用)	所定の様式(当金庫ホームページをご参照ください)に必要な事項をご記入のうえ、ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本(写)	履歴事項全部証明書をご提出ください。コピーで結構ですが、取引開始時には原本のご提出をいただきます。
<input type="checkbox"/>	決算書(写)	直近決算期3期分 納税申告書、別表、科目明細一式の添付もお願いします。 ※関係会社がある場合は関係会社分も同様に提出ください
<input type="checkbox"/>	事業の概要が分かる資料	①会社概要、②事業に必要な許認可証(写)、③代表者の略歴書、資産・負債状況
<input type="checkbox"/>	直近の売上高等が把握できる資料【中堅・大企業のみ】	試算表等をご提出ください。 前年又は前々年との比較をしますので、比較が可能な前年又は前々年の同種の資料も合わせてご提出ください。 <u>資料の1枚目に、社判(住所、会社名、代表者が一連となりゴム印等に印字されたもの)が必要です。個人事業主の方などで社判の無い方は手書きでも可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	事業計画書	既に作成済の事業計画書があればご提出ください。 ただし、審査の過程において、当金庫が検証し、必要に応じて見直し等を求める場合がございます。

※ ホームページ上に参考様式を掲示しておりますのでご覧ください。

【ご留意事項】

すでにご作成されている資料があれば、その書類で代替していただいても結構です。

審査の過程において、上記以外に別途書類をご提出いただく場合もございますので予めご承知おきください。

3. 事業計画書についての留意事項はありますか。

- 本制度の利用に際しては、一定の実現性のある事業計画書の提出が必要です。また、当金庫との合意が必要です。
- 事業計画の内容については、早期に事業を回復・成長軌道に乗せるなどして収益を積み上げることで、返済期日までにご返済資金の確保を目指すものとなっているか等が重要となります。
- お申込の時点で、既に作成している事業計画をご提示いただくことも可能ですが、当金庫での検証の過程で事業計画の見直し等を求める場合もあります。
- 当金庫と合意できた後に、社判・社印を押印した事業計画をご提出いただくことになります。

<Q ; 事業計画書の様式はありますか>

⇒ 定まった様式はありません。

(事業者の皆様の事業内容や事情等は様々であり、事業計画の内容等については個別ごとにご相談させていただきます。)

4. 取引金融機関の協調支援についての留意事項はありますか。

○本制度のご利用に際しては、原則お取引金融機関（※）との協調支援が必要です。また、事業計画書に具体的な支援内容の明記が必要です。

※協調支援するお取引金融機関の範囲は、民間金融機関であり、原則日本政策金融公庫ほかの公的金融機関は含まれません。

○この協調支援の内容には、以下が必要です。

<中小企業向け制度>

- ・ 協調支援は、本制度の貸出時から概ね1年以内に実施されるものであること
（当金庫からお取引金融機関に面談又は電話等で確認することになります。）

<中堅企業向け制度>

- ・ 協調支援の金額は、本件制度のご利用額と同額以上であること
（いわゆるバンクミーティングの開催など、お取引金融機関が関与した事業計画書により確認させていただきます。）

○協調支援が実施されたことについて、事後確認させていただきます。

5. 事業の進捗確認について（特約の締結、表明保証について）の留意事項はありますか。

○本制度の利用に際しては、事業の進捗確認（モニタリング）を行います。場合により、事業計画の修正（経営改善計画の策定等）を含め、事業者の皆様の企業経営に深く関与することになります。

○このため、次のような特約を締結、表明保証をしていただきます。

- ① 毎期、決算書等を提出すること。（上場企業の場合は、決算短信等の四半期業績確認資料の提出が必要です。）
- ② 当金庫が必要と認める場合には、当金庫による経営指導を受け入れ、経営改善計画を提出すること。
- ③ 本契約の締結及び履行について、会社法その他一切の法令及び債務者の定款その他の内部規則に定める手続をすべて適法かつ適正に履行し、また、何人との契約上の制限にも違反していないこと
- ④ 当金庫への提出書類及び報告事項等の内容が真実かつ正確であること
- ⑤ 会社法その他の法令及び公正な会計慣行に従い、取引、資産及び負債等を正確に記載した会計帳簿等を作成し、保持すること

○また、以下の特約締結を求めることがあります。

- ① 四半期業績書類を提出すること
- ② 3期連続の赤字となった場合等における、経営改善計画の提出及び当金庫からの経営改善指導の受け入れ義務
- ③ 以下のような行為等に関する当金庫の事前承認義務
 - ・ 一定金額以上の第三者への貸付等、役員報酬の支払い、株主への配当
 - ・ 資産の担保提供
 - ・ 会社の合併、分割又は事業の譲渡等
 - ・ 代表者の交代 等
- ④ その他、経営上の規律を維持する上で、必要と認められる事項

○表明保証違反や虚偽報告等があった場合は、繰上償還を求めたり、利子補給相当額の返還を求めることがあります。

6. 既に、新型コロナウイルス感染症特別貸付を利用していますが、追加で本件の資本性劣後ローンの申込みは可能ですか。

○資本性劣後ローン（新型コロナウイルス感染症関連危機対応業務）は、別枠で7億2千万円の限度枠となります。新型コロナウイルス感染症特別貸付を融資限度額までご利用であっても、それとは別に資本性劣後ローン（新型コロナウイルス感染症関連危機対応業務）をお申込みいただくことは可能です。

ただし、他の指定金融機関との合算規定がありますので、お申し込みの際に確認させていただきます。

7. 本制度は、期限前弁済することはできますか。

○原則として、ご融資から5年間は期限前弁済はできません。

（真にやむを得ない事情で期限前弁済する場合には、所定の手数料がかかります。）

8. 本制度の利用にあたっての制限はありますか。

○貸付け時において、経営難の状態にあり、経営計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる状態にある場合等は、本制度の対象とはなりません。

○また、過去に融資に関する事故があり、日本政策金融公庫から当金庫に補償金が支払われたご融資を有する事業者は、当該ご融資を完済（支払われた補償金を日本政策金融公庫宛完納）しない限り、本制度の対象とはなりません。